障害者差別解消支援地域協議会体制整備・ 強化ブロック研修会(中国四国ブロック)の報告

1 中国四国ブロックにおける地域協議会に関する現状 資料2のとおり

2 地域協議会に期待される役割

・情報(事例等)の収集、整理、提供等

これまで障害を理由とする差別解消等の情報(事例)収集、整理や提供は国の責務とされたが、法改正により地方公共団体も努力義務になる。

これから事業者における合理的配慮の提供が義務化される動きとあわせて重要性が増す。

事業者における合理的配慮の提供義務化

今回の法改正で最大のポイントは事業者における合理的配慮の提供が義務化されること。これまでとは異なり、障害者側からも事業者側からも合理的配慮の提供に関する相談が増える可能性が高い。

3 具体的な活動内容として

・ 事例検討会を通じてノウハウを蓄積する

できるだけ具体的な障害者差別(合理的配慮の不提供)と思われる事案の解決方策を地域協議会で検討し、合理的配慮、建設的対話に向けたアイデアを蓄積する。

・ピンポイント型の啓発活動も視野に入れる

法律上は個人からの差別は対象とならないものの、地域で差別事案が多くみられる場合、ピンポイントで啓発活動を展開することで意識変容を促すことは可能。難しさのある啓発活動こそ、障害当事者の参画を得て地域協議会での実施が適当。